

所定疾患施設療養費について

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

◆算定条件

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - イ) 肺炎
 - ロ) 尿路感染症
 - ハ) 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
4. 算定する場合にあたっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
6. 当該加算の算定開始後は治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

◆平成 29 年度 所定疾患施設療養費算定状況

病名	件数	算定日数	治療内容	投薬内容
肺炎	28	117	診察、投薬	オーグメンチン 250RS、 グレースビット 100mg、 サワシリンカプセル 250、 セフカベンピボキシル 100、 ジェニナック 400mg、
尿路感染症	16	66	診察、投薬	セフカベンピボキシル 100、 オーグメンチン 250RS、 サワシリンカプセル 250、 グレースビット 100mg、レボフロキサシン 500
带状疱疹	0	0	—	—